

## 平成18年度グリーン・ツーリズム受入態勢整備事業 助成金交付要領

### 第1 目的

総合学習における児童生徒の農林業体験学習の場として、また、団塊の世代の新たな活動の場として、グリーン・ツーリズムへの関心は年々高まってきている。

しかし、グリーン・ツーリズム実践者単独による活動が中心であり、地域一体となった面的な取組みになっているところが少ないなど、地域のグリーン・ツーリズムの特色を生かしきれていない現状にある。

また、実践者の活動については、その内容や質に大きな差があり、グリーン・ツーリズムを新たなビジネスとしてとらえるには、商品力などの競争力が弱い。

こうしたことから、ネットワーク会議の開催や地域が一体となったグリーン・ツーリズムメニューの開発など実践者間のネットワークづくりと、商品力向上に向けた先進事例の収集及び実践者の資質の向上を図り、地域におけるグリーン・ツーリズムの受入態勢を整備することを目的とする。

### 第2 助成対象事業

助成対象事業は、下記の2事業とする。

#### (1) 実践者ネットワークの形成に向けた事業への支援

各地域のグリーン・ツーリズム実践者等によるネットワーク会議の開催及び地域におけるグリーン・ツーリズム実践者が連携しながら実施する体験・交流事業。

#### (2) 商品力の向上に向けた、先進事例の収集

本県のグリーン・ツーリズムの推進に役立つ、先進地研修及び全国会議、関連セミナー等への参加。

### 第3 助成対象者

対象事業の内容に応じて、対象者を次のとおりに定める

#### (1) 実践者ネットワークの形成に向けた事業への支援

グリーン・ツーリズムの一環として体験・交流事業を実施しようとする実践者等で組織する団体で、山形県グリーン・ツーリズム推進協議会の会員であること。ただし、個人での申請は受け付けない。

#### (2) 商品力の向上に向けた、先進事例の収集

山形県グリーン・ツーリズム推進協議会の会員である団体または個人。

### 第4 助成金額

対象事業の内容に応じて、助成金額を次のとおりに定める。

#### (1) 実践者ネットワークの形成に向けた事業への支援

助成金の額は、20万円を超えることができない。ただし、助成金交付の目的を達成するために特に有意義であると認められる事業にあっては、この限りでない。

(2) 商品力の向上に向けた、先進事例の収集

助成金の額は、視察に当たっての旅費及び負担金の1/2以内とし、その上限は1事業あたり5万円を超えることはできない。なお、原則として年1回の助成とする。

## 第5 対象経費

前条の事業を実施するための経費で、次に掲げる経費とする。

(1) 実践者ネットワークの形成に向けた事業への支援

|          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 報償費      | 交流会等の講師謝金                             |
| 旅費       | 事務局旅費、講師旅費                            |
| 需用費      | 食糧費（茶菓子代等）<br>一般需用費（事務用品等の消耗品費、印刷製本費） |
| 役務費      | 通信運搬費                                 |
| 使用料及び賃借料 | 会場借上                                  |

(2) 商品力の向上に向けた、先進事例の収集

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 旅費  | 視察に当たっての旅費のみとする |
| 負担金 | 研修等の負担金         |

## 第6 助成金交付申請

助成金の交付申請は、助成金交付申請書（様式第1号）により、山形県グリーン・ツーリズム推進協議会会長（以下「協議会会長」という。）に提出するものとする。

## 第7 助成金の交付決定

協議会会長は、内容が適正と認められる場合は、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成金の交付決定を行なうものとする。

## 第8 計画変更

助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が、助成の対象となる事業に係る内容又は経費配分を変更しようとするときは、あらかじめ助成金計画変更承認申請書（様式第3号）を協議会会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更にあっては、この限りでない。

2 協議会会長は、前項の規定による申請書を受理したときは、これを審査し、変更を承認するかどうか決定し、助成事業申請者に通知するものとする。

3 協議会会長は、前項の承認をするときは、必要に応じ助成金の交付決定の内容を

変更し、又は条件を付すことができる。

## 第9 助成金の交付

助成金の交付については、精算払とする。但し、協議会会長が必要と認める場合は、概算払いができるものとする。

- 2 概算払いを受けようとする助成事業者は、概算払請求書（様式第4号）を協議会会長に提出しなければならない。

## 第10 実績報告

助成事業者は、事業完了後20日を経過する日又は事業実施年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）を取りまとめ、協議会会長に提出するものとする。

## 第11 助成金の額の確定

協議会会長は、実績報告の提出を受け、事業が適正に実施されたことが認められた場合は、助成金の額を確定し、額の確定通知書（様式第6号）により助成事業者に通知しなければならない。

## 第12 助成金の返還

協議会会長は、助成事業者が助成金を他の用途に使用した場合は、期限を定めてその返還を求めるものとする。

## 第13 助成金の経理

助成事業者は、助成事業に関する収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、また、当該収入及び支出の内容を証する領収証書等関係書類を整理して、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 助成事業団体は、前項の収支簿及び関係書類を助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

## 第14 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、協議会会長が別に定める

## 附則

この要領は、平成18年7月1日から適用する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

山形県グリーン・ツーリズム推進協議会  
会長 栗田和則

様

申請者の住所

申請者名

印

平成18年度グリーン・ツーリズム受入態勢整備事業助成金  
交付申請書

平成18年度グリーン・ツーリズム受入態勢整備事業として別紙のとおり事業を実施  
したいので、助成金の交付を申請します。

|                  |                   |                        |          |                       |
|------------------|-------------------|------------------------|----------|-----------------------|
| 交付申請金額           |                   | 円                      | 内 訳      |                       |
| 振込先              | 金融機関<br>本支店名      | 銀行・信金・信組 店<br>農協・信連・労金 |          |                       |
|                  | 口座種別              | 普通・当座・貯蓄               | 口座番号     | ⋮<br>⋮<br>⋮<br>⋮<br>⋮ |
|                  | 口座名義人             |                        |          |                       |
|                  | 口座住所              | 〒                      | 電話番号     |                       |
| 派遣希望時期<br>及び派遣場所 | 希望時期 :<br>場所(予定): |                        |          |                       |
| 担当者連絡先           | 氏 名               |                        | 住 所      | 〒                     |
|                  | 電話番号              |                        | F A X 番号 |                       |

(別紙)

平成18年度グリーン・ツーリズム受入態勢整備事業実施計画書

申請者名 \_\_\_\_\_

1 事業目的

|  |
|--|
|  |
|--|

2 実施する事業

|  |                        |
|--|------------------------|
|  | 実践者ネットワークの形成に向けた事業への支援 |
|  | 商品力の向上に向けた、先進事例の収集     |

3 事業内容（期待する効果等も含めて）

| 主 な 内 容 | 実施時期・場所 | 事業費 | 負担区分 |     | 積算内訳 |
|---------|---------|-----|------|-----|------|
|         |         |     | 協議会  | その他 |      |
|         |         |     |      |     |      |
| 期待する効果等 |         |     |      |     |      |

3 要望助成額 \_\_\_\_\_ 千円

(様式第2号)

第 号  
平成 年 月 日

(申請者名) 様

山形県グリーン・ツーリズム推進協議会  
会長 栗田和則

平成18年度グリーン・ツーリズム受入態勢整備事業助成金の  
交付について(通知)

平成 年 月 日付けで申請のありましたみだしの助成金の交付については、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成金交付金額 円

2 交付の条件

- (1) 本助成金を申請した事業以外に支出した場合には、助成金の全額又は一部の返還を命ずることがある。
- (2) 事業内容の変更、中止または廃止をしようとする場合は、山形県グリーン・ツーリズム推進協議会会長に対してその旨を届け出ること。
- (3) この助成金の対象となる事業の概要、成果及び経費の使途の実績を、事業終了後20日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに助成事業実績報告書(様式第5号)をもって報告すること。
- (4) 助成金の額の確定後、精算残金を生じたときは、速やかに返還すること。

(様式第3号)

平成 年 月 日

山形県グリーン・ツーリズム推進協議会

会長 栗田和則

様

申請者の住所

申請者名

印

平成18年度グリーン・ツーリズム受入態勢整備事業助成金  
計画変更承認申請書

このことについて、下記のとおり内容変更いたしたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 変更の理由

3 添付書類

(様式第4号)

平成 年 月 日

山形県グリーン・ツーリズム推進協議会

会長 栗田和則

様

申請者の住所

申請者名

印

平成18年度グリーン・ツーリズム受入態勢整備事業助成金  
概算払請求書

このことについて、下記の理由により\_\_\_\_\_円を概算払いにより交付されるよう  
請求します。

記

理由

(様式第5号)

平成 年 月 日

山形県グリーン・ツーリズム推進協議会

会長 栗田和則

様

申請者の住所

申請者名

印

平成18年度グリーン・ツーリズム受入態勢整備事業助成金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付を受けた事業について、  
下記のとおり、関係書類を添えて報告します。

記

1 別紙事業報告書

2 添付資料(開催要項・チラシ・パンフレット・事業写真等)

(別紙)

平成18年度グリーン・ツーリズム受入態勢整備事業実績報告書

事業主体名 \_\_\_\_\_

1 事業内容

| 主 な 内 容 | 実施時期・場所 | 事業費 | 負担区分 |     | 積算内訳 |
|---------|---------|-----|------|-----|------|
|         |         |     | 協議会  | その他 |      |
|         |         |     |      |     |      |

2 事業による効果、今後の展望

|  |
|--|
|  |
|--|

3 実績助成額 \_\_\_\_\_ 千円

(様式第6号)

第 号  
平成 年 月 日

(申請者名) 様

山形県グリーン・ツーリズム推進協議会  
会長 栗田和則

平成18年度グリーン・ツーリズム受入態勢整備事業助成金  
の額の確定通知書

平成18年度グリーン・ツーリズム受入態勢整備事業助成金の額を、平成18年度グリーン・ツーリズム受入態勢整備事業助成金交付要領第11に基づき、下記のとおり確定します。

助成金交付確定額 円